

長崎県のこころの緊急支援チーム（CRT）

2005.07.24.

1 取り組みの経過

長崎県内では平成15年に幼児殺害事件、平成16年に小学校同級生殺害事件と2年間連続して、全国のマスコミで大々的に報道されるような痛ましい事件が発生し、地域精神保健活動において「学校内外の事件・事故発生時のこころのケア対策」が緊急課題となった。長崎県では、以前から長崎県臨床心理士会が学校危機への緊急支援に携わっていきしたが、幅広く精神保健医療福祉の関係者の参加を得て、学校危機への緊急支援を行うことを目的として、山口県のCRTを参考に、長崎県版CRTの創設を目的に検討会を立ち上げることになった。

精神保健福祉センターが事務局となり、大学医学部保健学科、大学精神科、県臨床心理士会、県立精神病院、県教育委員会、県私学担当課、県障害福祉課、精神保健福祉センターからなる「こころの緊急支援対策検討会」を設置し、平成16年9月15日以来、計8回にわたる検討を重ねてきた。平成17年4月には、学校危機へのこころの緊急支援事業実施要綱、「こころの緊急支援チーム」規程、運営委員会要領等を作成し、校長会や市町村教育委員会、県精神科病院協会、県医師会、保健所等に事業説明を行った。また、学校危機への緊急支援や災害精神保健医療活動の経験者の他、厚生労働省主催のPTSD研修会受講者を中心にこころの緊急支援チーム員を募り、「こころの緊急支援チーム」運営委員会の審査を経て、平成17年7月現在、精神科医、臨床心理士、保健師、看護師、精神保健福祉士、社会福祉職の29名が登録している。平成17年9月からの活動開始に向けて、「こころの緊急支援」チーム員の研修を実施している状況である。

2 こころの緊急支援チーム（CRT）の概要

名 称	長崎県こころの緊急支援チーム（略称：CRT）
目 的	学校危機へのメンタルサポート
対 象	長崎県内の小中高等学校（私立を含む）に所属する子ども達の多くがこころに傷を受ける可能性がある事件・事故等
依頼方法	校長又は所轄の教育委員会から「こころの緊急支援」情報センターへ電話で依頼
派遣チーム員	こころの緊急支援チーム員に登録されている専門職数名
派遣期間	3日間以内
支援内容	二次被害の拡大防止とこころの応急処置
運営組織	長崎県精神保健福祉センター
情報センター	長崎県精神科救急情報センター（長崎県立精神医療センター）
そ の 他	必要に応じ、当該校所在地の保健所の協力を得る

3 精神保健福祉センターの役割

(1) 危機時業務

① 派遣決定

(こころの緊急支援チームの指揮担当者と精神保健福祉センター所長の協議により決定)

② こころの緊急支援チーム員に出動要請の伝達

③ 派遣チームの一員として出動

④ 出動記録の整理

⑤ その他

(2) 平常業務

① こころの緊急支援チーム員の登録管理

② 「こころの緊急支援チーム」運営委員会の事務

③ 関係機関との連絡調整

④ その他

4 長崎県のCRTの特徴と課題

長崎県のこころの緊急支援チームづくりは福祉保健部長の指示を受けて、精神保健福祉センターが事務局となり、検討が開始されたこともあり、県教育委員会を始めとした関係機関・団体の協力が得られ、チーム員の募集や学校・教育委員会への周知についても比較的円滑に進められてきた。また、県の事業として、チーム員は本事業に理解を有する者に県が委嘱し、チームの運営組織は精神保健福祉センターが担い、派遣決定と実際の派遣に精神保健福祉センターが関与することになった。

長崎県の場合、**CRT**の概要や支援システム等の枠組みの議論に時間を割いてきたために、本年9月からのスタートを前に現在、チーム員の研修を実施している段階である。緊急支援の中で、チームが効果的に機能するには日頃からの訓練とチームワークが大切なことは言うまでもない。技術とチームワークは一朝一夕に出来上がるものではないので、研修と実践経験を地道に積み重ねていきたいと考えている。

また、離島が多い長崎県では、離島地区への対応も課題となっている。初日対応が困難な地域も想定できる。現時点での妙案はないが、幸い、チーム員への募集に応じた保健所職員は多く、保健所職員の中にチーム員が育っていくことを期待している。